



◆◆◆ 5月号 目次 ◆◆◆

御蔵島村議会議員選挙結果について … 1 p
 南郷山荘のご使用について … 1 p
 教えて！水道博士 … 3 p
 島嶼会館宿泊予約のキャンセル連絡について … 3 p



ガザニア

◆世帯と人口（前月比）平成27年5月1日現在

世帯数	167 (8世帯増)	男性	171名 (9名増)
		女性	132名 (6名増)
		合計	303名 (15名増)

◆4月の気象データ

気温	平均	15.6℃	雨量	瞬間最大	6.0mm
	最高	20.1℃		時間最大	22.5mm
	最低	8.7℃		総雨量	434.0mm
湿度	平均	86.4%	風速	平均	3.4m/s
				最高	26.4m/s

◆4月の運航日数・就航率 ※客船2回/日

	運航日数（前年数値）	就航率（前年数値）
客船	23日（26日）	77%（82%）
貨物船	5日（4日）	100%（100%）
ヘリコミ	23日（28日）	77%（93%）

◆4月の来島者数・離島者数

	来島者数（前年数値）	離島者数（前年数値）
客船	409名（352名）	367名（294名）
ヘリコミ	123名（174名）	143名（204名）

御蔵島村議会議員選挙結果について

平成27年4月26日執行御蔵島村議会議員選挙は、届出のあった候補者が選挙すべき議員の定数を超えないため、無投票となりました。

御蔵島村議会議員

広瀬 鹿雄 栗本 道雄 徳山 隆三
栗本 吉一 黒田 正道 広瀬 旭治

※平成27年5月1日現在

平成27年御蔵島村議会臨時会(第1回)

平成27年臨時村議会が、5月1日(月)午前10時から開催されました。可決された案件は下記のとおりです。

選任

議 長	栗本 道雄
副 議 長	広瀬 鹿雄
総務委員長	
副総務委員長	徳山 隆三
監 査 委 員	栗本 吉一

条例

- ・御蔵島村税条例等の一部を改正する条例
- ・御蔵島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

専門診療 日程のご案内(5月~7月)

歯科診療(診療場所:御蔵島診療所歯科診療室)

5月 9日(土)~5月13日(水)
6月13日(土)~6月17日(水)
7月11日(土)~7月15日(水)

耳鼻咽喉科診療(診療場所:御蔵島診療所)

5月18日(月)~5月19日(火)

眼科診療(診療場所:御蔵島診療所)

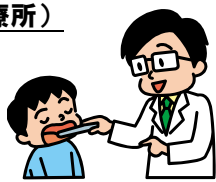
5月25日(月)~5月26日(火)

予約方法

診療所窓口または電話(04994-8-2206)にて随時受付。

※本年度より巡回診療ではなく「専門診療」と呼称します。内容に変更はありません。

【お問合せ】 民生係 04994-8-2121



離島高校生等就学支援助成制度について

御蔵島村では、島外に進学する高校生等の居住に要する保護者負担を軽減するため、標記の助成制度を平成24年度より開始しています。

助成対象者

- 御蔵島中学校を卒業後、島を離れて高等学校等に在籍する生徒の保護者等のうち、次の要件を満たす者
- ・現に村に住所を有する者
 - ・村税、保険料、村営住宅家賃等を滞納していない者
 - ・村の振興発展に貢献する意欲があるもの

助成の対象となる経費

- 生徒が高等学校等に在学するための居住費(食費・光熱費等を除く)。ただし、以下に居住する場合は月額25,000円として算定する。
- ・居住費に食費等が含まれ、費用を分けられない寄宿舎等
 - ・保護者等が所有する持ち家等

助成金額

生徒1人につき月額25,000円(上限)

申請方法

毎年5月末までに役場備え付けの交付申請書に必要書類(在学証明書、居住証明書、その他)を添付し役場へご提出ください。

助成金交付の流れ

申請書を審査し、助成金の交付が認められた方に対し交付決定をいたします。支給時期は毎年9月(上半期6か月分)、3月(下半期6か月分)です。

助成金の支給取消

交付条例に違反、虚偽の申告、暴力・恐喝等公共の秩序を乱す行為など、助成の趣旨にそぐわない行為を行ったときは支給取消の対象となります。

【お問合せ】 教育委員会 04994-8-2121

ツゲ駒感謝の日記念行事のお知らせ

本年度もツゲ駒感謝の日記念行事として、プロ棋士による指導対局及び名人戦大盤解説会を開催いたします。村民の皆様方のご参加をお待ちしております。

プロ棋士による指導対局

日時: 5月16日(土) 13時30分~15時頃
場所: 村役場2階会議室
内容: 希望者への指導対局
(川上猛棋士(六段)による多面指し)

第73期名人戦第3局大盤解説会

日時: 5月16日(土) 19時~20時頃
場所: 観光資料館3階集会室
内容: 川上猛棋士による名人戦第3局の大盤解説会



【お問合せ】 産業建設係 04994-8-2121

南郷山荘のご使用について

南郷山荘のご使用に際しましては、下記の注意事項を守ってください。

使用申請できる方	御蔵島村民および村長が許可する者(学術研究者等)
申請方法	役場窓口に備え付けの南郷山荘使用許可申請書に必要事項をご記入のうえ、産業建設係に提出してください。
使用できる備品	テーブル・薪ストーブ・ランプ・食器類・カセットコンロ
注意事項	①水・燃料(灯油等)などの消耗品は、ご利用者で確保をお願いします。②ゴミは持ち帰ってください。③トイレは都道脇の公衆トイレをご利用ください。④火の取扱には十分気をつけてください。⑤施設及び付帯施設等に損害が生じた場合には、損害額を賠償して頂きます。

【お問合せ】 産業建設係 04994-8-2121

<第二東京弁護士会法律相談センター> 東京都島嶼部における法律相談について

第二東京弁護士会法律相談センター（以下、法律相談センター）が実施する、東京都島嶼部のみなさまを対象とした法律相談の実施日が確定しましたのでお知らせします。相談料は無料ですので、この機会に是非ご利用ください。

■相談実施日時

5月22日、6月26日、7月24日、8月28日、9月25日（全て金曜日）午前10時～正午まで（1件20分程度）

■予約方法

- ①相談をご希望の方は、あらかじめ法律相談センターに電話で予約をしてください（予約電話番号：03-3592-1855）
受付時間：平日9：15～17：15（相談日の前日15時までに電話連絡してください）
- ②空き状況等を調べ、予約を受け付けます。予約が済みましたら、申込用紙を相談希望者へファックスで送付します。
- ③申込用紙を受け取った相談希望者は所定の事項を記入し、相談予定日の2日前までに法律相談センターへファックスで返送してください（ファックス番号：03-3581-3337）。
- ④相談希望者は、法律相談センターで確認した予約日時に電話をして担当弁護士とご相談ください。

【お問合せ】 第二東京弁護士会法律相談課 03-3592-1855

<後期高齢者医療制度> 平成27年度保険料について

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりが保険料を納めます。皆さんが納める保険料は制度を支える大切な財源です。保険料率は2年ごとに見直され、東京都内で均一となります。

■保険料の決め方

東京都の保険料額 (限度額57万円)	=	均等割額 被保険者1人当たり42,200円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額※×所得割率 8.98%
-----------------------	---	--------------------------	---	----------------------------------

※ 賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額です（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません）。

■保険料の軽減について

軽減には所得の申告が必要となる場合があります。

- ①均等割額の軽減：同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減しています。
- ②所得割額の軽減：被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減しています。
- ③被扶養者だった方の保険料の軽減：後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった方は、均等割額が9割軽減された額となり、所得割額はかかりません。

■お問合せ先

制度のことは 広域連合お問合せセンター（0570-086-519）へ（土日祝日を除く9時から17時まで）
個別のご相談・個人情報を含むことは 御蔵島村役場 後期高齢者医療制度担当窓口（04994-8-2121）へ

平成27年度東京都島しょ地域中小企業等振興補助事業の募集について

島しょ地域の中小企業等が地域資源を活用した特産品開発・観光振興等を目的として新たに実施する事業に対して、その経費の一部を公益財団法人東京都島しょ振興公社が補助します。



■募集期間 平成27年5月1日（金）～6月5日（金）

■補助対象事業者（法人又は個人に限ります）

①個人事業者、中小企業、組合等、財団法人・社団法人・特定非営利活動法人、複数の企業等で構成される中小企業グループ、その他地域活性化に資する取組を行うと認められる法人等 ②創業を具体的に予定している方

■補助対象事業（新たに実施する事業が対象となります）

地域資源を活用した特産品もしくは観光の振興に関する事業。または、これらに関連する事業展開に関する事業

■補助申請の条件

補助申請は、東京都中小企業振興公社が実施する「東京都地域中小企業応援ファンド地域資源活用イノベーション創出助成事業」への申請を条件とし、当該助成事業の採択結果を踏まえ、交付・不交付を決定します。なお、当該助成事業の申請書類提出期間は平成27年5月25日（月）～5月29日（金）で、事前に提出申込み（5月15日（金）締切）が必要となりますので、希望者は早めに東京都中小企業振興公社（03-3251-7895）へご相談ください。

■補助率及び補助金額、事業期間

補助対象経費の9/10以内で1,000万円を上限とします。ただし、ファンド助成事業での助成金額は除きます。
事業期間…事業開始の時期から2年以内

【お問合せ】（公財）東京都島しょ振興公社企画管理課 03-5472-6546

教えて！水道博士！！

源水くん：博士！今、ぼくたちが蛇口をひねれば簡単に水がでるけど、いつからそうなったの？

水道博士：とても良い質問じゃ。あれは・・・およそ60年ほど前、この御蔵島に簡易水道事業が始まったことによって、今のよう

源水くん：へえ～そうなんだ。じゃあ、それまではどうやって水を使っていたの？

水道博士：これも良い質問じゃ。昔は谷間の流水や湧水を竹で作ったパイプ（送水管）で集落の井戸に送り、井戸から水を汲んで使っていたんじゃ

源水くん：竹だと台風とかで壊れたりしないの？

水道博士：実際に何度も壊れとるんじゃ。その度にみんなで協力して修理したもんじゃ。それと、パイプ（送水管）の材料となる竹の伐採や運び出しは主に男性が行い、女性と子供は水汲みをして、みんなで水を調達していたんじゃ

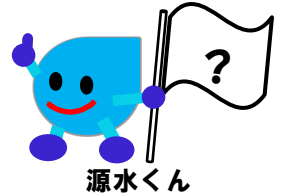
源水くん：じゃあ僕みたいな子供でも水汲みをしなきゃならなかったの？

水道博士：そうじゃよ。われわれにとって『水』は無くてはならないものなんじゃぞ。

■登場人物

水道博士：御蔵の水のことならなんでも知ってる自称「水道博士」

源水くん：御蔵の水のことならなんでも気になる自称「水の妖精」



源水くん

■御蔵島の簡易水道事業

歴 史	昭和30年：大川、いきま沢、舟木山の3水源を集めた大川（御山）系水源創設（平成27年現在休止中）
	昭和53年：水需要の増加に伴い、大島分川（川田）の表流水を水源とした、大島分川水源増設
	平成19年度：膜ろ過施設導入（クリプトスポリジウム対策）
給水区域	19ha
給水人口	297人（平成26年度）
年間総給水量	55,000m ³ （同上）
給水普及率	100%

■水道施設一覧

施設名	数量
導水管（ダクタイル鋳鉄管）	5,046m
導水管（ステンレス鋼管他）	1,886m
配水管	2,936m
沈砂池	1基
原水調整池（ステンレス）	200m ³
浄水場（通り坂）	1箇所
配水池（通り坂）	200m ³
旧混和槽（通り坂）	50m ³
制水弁	35箇所
空気弁	2箇所
減圧弁	4箇所
排水弁	2箇所
消火栓	27箇所

【お問合せ】産業建設係 04994-8-2121

島嶼会館宿泊予約のキャンセルのご連絡について

宿泊予約のキャンセルについて、ご連絡を頂けないままご来館されないお客様が多くいらっしゃいます。

宿泊をご希望されているお客様にもご迷惑をお掛けする事態が発生しておりますので、ご予約をキャンセルされる場合は、お早めにお電話にてご連絡いただきますようお願い申し上げます。

なお、キャンセル料は以下のとおりとなりますので、あらかじめご了承ください。

■島嶼住民キャンセル料

個人	当日18時以降の取消	宿泊料金の50%のキャンセル料
団体（10名以上）	当日10時以降の取消	
連絡なし不泊		宿泊料金の100%

【お問合せ】 島嶼会館 03-3437-3061

国民年金保険料のご案内を民間委託しています。

日本年金機構では、国民年金保険料の納め忘れの方に対して、電話・文書・戸別訪問による納付のご案内や免除等の申請手続きのご案内を民間事業者へ委託しています。

■ご案内させていただく民間事業者（港年金事務所）

事業者名称：株式会社バックスグループ

連絡先：0120-963-729

委託開始年月日：平成27年5月1日

【お問合せ】 港年金事務所国民年金課

03-5401-3211

5月の来庁予定者

日	来庁者	目的
16	日本将棋連盟 川上猛六段	ツゲ駒感謝の日記念行事
20～21	都建設局技監	視察
21	都防災対策課長	防災訓練現地踏査

島民カレンダー

平成27年 5月 <皐月>

可

… 可燃ごみ

不

… 不燃ごみ

空

… 空き缶

日	月	火	水	木	金	土
					1 臨時村議会	2
3 憲法記念日	4 みどりの日 満月	5 こどもの日	6 振替休日 立夏	7	8	9 歯科診療 (13日まで)
10	11	12	13	14	15	16 ツグ駒感謝の日
17	18 耳鼻咽喉科診療 (19日まで) 新月	19	20	21 小満	22	23
24	25 眼科診療 (26日まで)	26	27	28	29	30
31						

平成27年 6月 <水無月>

可

… 可燃ごみ

不

… 不燃ごみ

空

… 空き缶

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3 満月	4	5	6 芒種
7	8	9	10	11 入梅 定例村議会	12	13 歯科診療 (17日まで)
14	15	16 新月	17	18	19	20
21	22 夏至	23	24	25	26	27
28	29	30				

今月の行事（5月）

～今日は何の日？ 何の月？ 今月の行事とその概要を掲載します。～

◆憲法記念日（けんぽうきねんび） 5月3日

日本国憲法の施行を記念し、国の成長を期する日として、国民の祝日とされています。

1947年5月3日に日本国憲法が施行されたのを記念して制定されました。

ゴールデンウィークを構成する休日の一つです。

◆みどりの日（みどりのひ） 5月4日

自然にしたしむとともにその恩恵に感謝し、豊かな心をはぐくむ日として、国民の祝日とされています。ゴールデンウィークを構成する休日の一つです。

◆こどもの日（こどものひ） 5月5日

こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに、母に感謝する日として、国民の祝日とされています。ゴールデンウィークを構成する休日の一つです。

◆立夏（りっか） 5月6日頃

この日から立秋の前日までが、暦の上での夏です。山々に緑が目立ち始め、夏の気配を感じ始める頃。

「夏立つ」「夏来る」ともいいます。

◆小満（しょうまん） 5月21日頃

陽気もよくなり、草木なども次第に生い茂ってくる季節。

麦が穂をつけ、農家では田に苗を植える準備などを始めます。

■ゴミ収集日

月曜日	毎週	可燃ゴミ
火曜日	第1火・第3火	不燃ゴミ
	第2火・第4火	リサイクルゴミ
水曜日	毎週	可燃ゴミ
木曜日	収集はありません	
金曜日	毎週	可燃ゴミ

■えびね公園開園スケジュール

期間	開園日	閉園日
4月～5月	月・火・水・金・土・日	木
6月～10月	水・金・土・日	月・火・木
11月～3月	水・金・日	月・火・木・土

■し尿処理作業日

毎月	1日・10日・20日
----	------------